

# 特許保護適格性に関する米国最高裁判決

## ～抽象的アイデアを物のクレームに記載した場合の保護適格性～



河野特許事務所  
所長・弁理士 河野 英仁

### 1. 概要

米国特許法第101条は「新規かつ有用な方法，機械，製造物若しくは組成物，又はそれについての新規かつ有用な改良を発明又は発見した者は，本法の定める条件及び要件に従って，それについての特許を取得することができる」と特許保護適格性について規定している。

特許保護適格性に関しては、これ以上の規定はなく、最高裁判例<sup>1</sup>により、自然法則、物理的現象、及び、抽象的なアイデアの3つが、保護適格性を有さないということが判示されているに過ぎない。

本事件では、金融問題及びリスク管理に適用される方法に特許が付与されており、当該方法特許が抽象的なアイデアであるか否かが問題となった。また、当該方法特許とカテゴリーが相違するもののコンピュータを利用するシステム及び記録媒体クレームも同様に抽象的なアイデアに該当するのかが問題となった。

最高裁は方法、システム及び記録媒体に係るクレーム発明の全てを抽象的なアイデアに過ぎないとしたCAFCの判断を支持した。本稿では、最高裁判決の内容と、本判決後USPTOにより公表された審査官向けインストラクションの内容を解説する。

### 2. 背景

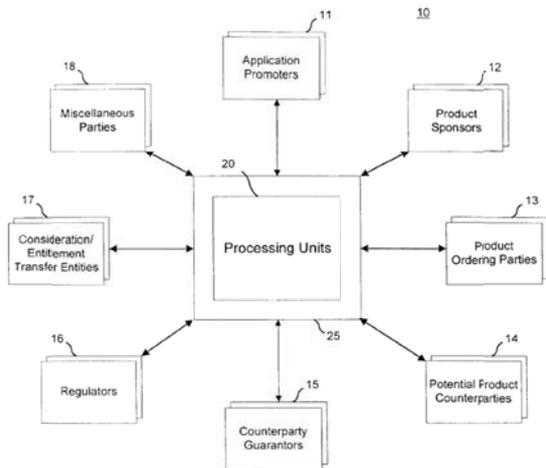
#### (1) 特許の内容

Alice Corporation（申立人）は金融リスクのフォームを管理するスキームを開示する複数の特許5,970,479（以下、479特許という）、6,912,510、7,149,720及び7,725,375を所有している。

参考図1は479特許の図1及び図2である。

---

1 *Diamond v. Chakrabarty*, 447 U. S. 303, 308 (1980)



参考図1 図1

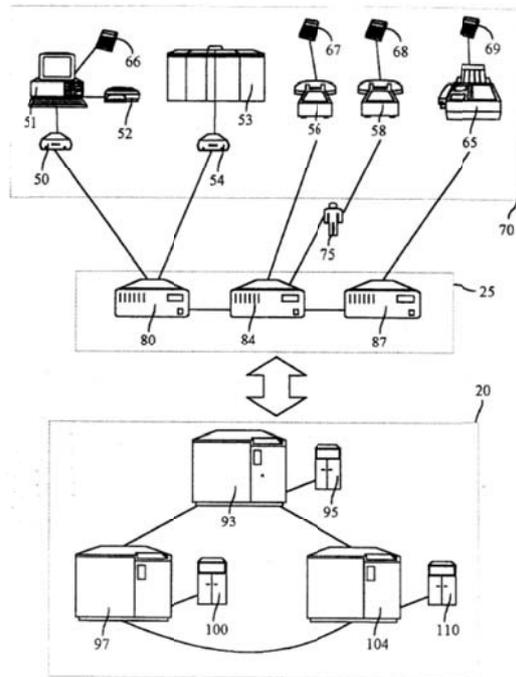


図2

システム10に対する種々の投資家又は関係者は、中央処理ユニット20へのアクセス権を有する。処理ユニット20は、少なくとも1台のデータ処理装置により構成され、各データ処理装置は、種々の投資家の中の少なくとも一人にシステム10によりサポートされたアプリケーションソフトウェアに対するアクセス権を提供する。全ての処理ユニットは相互接続されており、少なくとも1台のデータ処理装置へのアクセス権は、一般的な形式の通信協調及びセキュリティ処理ユニット25により制御される。

図1には、多数のタイプの投資家と、各投資家タイプ内の多数の個人投資家とが示されている。基本的な投資家のタイプは、アプリケーションプロモータ11、プロダクトスポンサー12、プロダクト注文者13、潜在的プロダクト相手14、相手保証人15、規制者16、報酬／保障移転（「会計」）機関17及び種々の関係者18として表わされる。

争点となったクレームは、解決リスクを低減するスキームに関する。すなわち、金融交換に同意する一方の当事者だけがその義務を満たすというリスクである。特に、クレームは、第3の仲介者として、コンピュータシステムを用いることにより、当事者の金融義務交換を促進することに向けられている。

仲介者は、当事者の現実の交換機関（銀行）の口座における残高を反映するシャドークレジット及びデビットレコード（すなわち帳簿）を生成する。仲介者は、取引が入力された場合、リアルタイムでシャドールレコードをアップデートし、当事者のアップデートされたシャドールレコードが、これらの相互義務を満たすために十分なリソースを示している取引だけを許可する。

一日の終わりに、アップデートされたシャドールレコードに従って、仲介者は許可された取引を